



# 情報ひろば



## 訪問調査にご協力ください (避難行動要支援者名簿)

災害時に自力で避難することが困難な方の情報を、本市に登録しておき、災害が発生した場合の避難支援や救助に活用するための名簿です（登録は無料）。

### 該当要件

- ①寝たきり高齢者（65歳以上）
  - ②ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）
  - ③後期高齢者のみの世帯（75歳以上）
  - ④身体障がい者手帳（1級・2級）
  - ⑤療育手帳（A判定）
  - ⑥精神障がい者保健福祉手帳（1級・2級）
  - ⑦要介護3以上
  - ⑧その他、災害時の避難に支援が必要な方
- ※入院中の方、施設入所者は除く。

対象者の把握のため、民生委員・児童委員に訪問調査をお願いしています。訪問があった際は、調査にご協力をお願いします。

問い合わせ  
社会福祉課 地域福祉係  
☎ 22-2261 FAX 22-2260

## 行政相談員が委嘱されました

行政相談員は、総務大臣の委嘱により行政問題などの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの仕事を無報酬で行っています。

任期は令和3年度から令和4年度の2年間で、委嘱されたのは次の方々です。

- 清水 均敏さん（鴨島町）
- 吉川 和良さん（川島町）
- 藤森 勲さん（山川町）
- 和泉 隆啓さん（美郷）

問い合わせ  
生活あんしん課  
☎ 22-2269 FAX 22-2245  
徳島行政監視行政相談センター  
☎ 088-654-1531  
FAX 088-655-5158

## 重度心身障がい者等医療費受給者認定の更新

対象者には6月中旬ごろに関係書類を送付します。

受付期限 7月9日(金)

手続きに必要なもの

- (更新) 申請書
- 健康保険被保険者証の写し
- 令和3年度（令和2年中）所得課税扶養証明書またはマイナンバーカードと同意書（※必要な方〔令和3年1月2日以降に転入した対象者、配偶者、扶養義務者〕〔市外在住の扶養義務者〕〔住所地特例該当者〕）

※他にも必要なものがある方は、送付している通知に記載しています。

☆自動更新となる方☆  
後期高齢者医療被保険者証をお持ちで引き続き該当する方は更新手続きが不要です。  
8月からの受給者証は7月中に送付します。

問い合わせ  
受け付け  
社会福祉課 障がい福祉係  
☎ 22-2263 FAX 22-2260

## 児童手当現況届の提出について

児童手当を受けている方は、6月中に「現況届」の提出が必要です。提出がないと6月以降の児童手当が受給できなくなるので、必ず手続きをしてください。対象者には関係書類を送付しています。

受付期限 6月30日(木)

受付場所 子育て支援課（本館1階）または各支所（川島・山川・美郷）

手続きに必要なもの

- 現況届（各受給者に送付しています）
- 受給者の健康保険被保険者証の写し
- 児童と受給者の住所が違う場合
- 申立書

※世帯の状況に応じて、他にも申告書などが必要な場合があります。

問い合わせ  
子育て支援課  
☎ 22-2266 FAX 22-2245

# 危険なブロック塀等に対する支援事業があります

道路に面するブロック塀等の倒壊による事故を未然に防ぎ、歩行者の安全確保および災害時の緊急車輛の通行を確保するため、対象となる危険ブロック塀等の撤去や撤去したブロック塀を軽量のフェンス等へ建て替えに対して助成を行います。

まずは現地確認を行いますので、事前調査を申し込みください。

## 危険なブロック塀等撤去支援事業

### 補助要件

- ・市が定める指定緊急避難場所・指定避難所、市内の小・中学校から半径1キロメートル以内の国道、県道、市道に面した危険なブロック塀で、市の事前調査で安全対策が必要と判断されたもの
- ・危険なブロック塀等の撤去後にブロック塀を新たに設置しないこと
- ・市内に本社または営業所があり、解体工事の登録業者が撤去を行うもの

### 補助金の額

- ・次の1と2を比較し、どちらか少ない額の2/3以内の額で上限66,000円
  1. ブロック塀等の撤去および処分に要する工事費
  2. 撤去するブロック塀等の長さ1mあたり6,000円を乗じた額

## フェンス等設置工事支援事業

### 補助要件

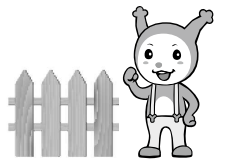
- ・危険なブロック塀等の撤去後に軽量のフェンス等に建て替えるもの
- ・建築基準法などの各法令を遵守し実施する工事
- ・ブロック塀は設置しないこと
- ・市内に本社または営業所がある登録業者が施工するもの
- ・建築士などの設計、監理により施工するもの

### 補助金の額

- ・次の1と2を比較し、どちらか少ない額の2/3以内の額で上限266,000円
  1. フェンス等の設置に要する工事費
  2. パネルおよび格子状の場合は設置するフェンス等の長さ1mあたり24,000円、ネット状の場合は1mあたり14,000円を乗じた額

※補助対象となるフェンス等の長さは撤去したブロック塀等の長さが上限です。

※年間の実施件数に限りがありますので、詳しくは問い合わせください。



木造住宅の「耐震診断」無料です  
平成12年5月31日以前に着工された木造住宅が対象です。  
耐震診断後、耐震改修など各補助支援事業もありますので、ご利用ください。  
詳細は、市ホームページに掲載しています。

●問い合わせ 建築営繕室 ☎22-2224 FAX22-2246

広報よしのがわに関する問い合わせは市長公室まで ☎22-2203 FAX22-2244

